

令和5年度

由布市 保育所等（2・3号認定）利用手続きについて



この案内には、由布市における保育所等の教育保育給付認定申請・利用申請に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

1 保育所等の教育・保育給付認定申請・利用申請ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者が次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間
就労 ※1	月64時間以上就労している、または就労の予定がある（家事手伝いは不可）	仕事をしている期間
産前産後 ※2	妊娠中や出産後まもない	出産予定月の前2ヶ月から、「出産予定月の後2ヶ月」または「出産日から8週間経過する日の翌日が属する月」の遅い月の末日まで
疾病等	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	療養等に必要期間
親族介護	同居親族を常時介護、または看護している（診断書による入所は、原則2週間に1度通院していることが必要）	介護・看護に必要な期間
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあっている	必要な期間
求職活動 ※3	求職活動を継続的に行っている	仕事を始めるまで（最長2ヶ月間）
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間
虐待・DV避難	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	必要な期間

※1 育休復帰による申請の場合、入所希望月内に職場復帰していただく必要があります。

※2 入所のきっかけとなった事由が「産前産後」の場合、継続しての入所はできません。利用期間満了後は一度退所していただき、再度新規の申し込みが必要になります。

※3 1世帯につき、同一年度に1度しか利用できません。

お問い合わせ

【 この案内の内容
に関する問合せ 】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 子育て支援課 097-582-1262（直通）

【 書類の提出先 】

本庁舎新館1階 子育て支援課
挾間庁舎2階 挾間地域振興課 福祉保健係
湯布院庁舎1階 湯布院地域振興課 福祉保健係

2 教育・保育給付認定の申請について

(1) 教育・保育給付認定とは

平成27年度から開始された「子ども子育て支援新制度」では、保育所等の利用にあたっては、上記認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定証は、入所希望月の判定後、由布市から送付します。（由布市はピンク色の紙となります）

ただし、保育所入所保留になられた方の中で育児休業復帰を延長される方については、教育・保育給付認定は入所決定後の送付となります。

(2) 教育・保育給付認定の種類

認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により、次のように区分されます。

認定区分		利用できる施設	対象児童
1号認定		幼稚園（認定こども園（幼稚園部分）含む）	満3歳以上で幼稚園の利用を希望する場合
2号認定	保育標準時間	保育所（認定こども園（保育所部分）を含む）	満3歳以上で、保育を必要とする場合
	保育短時間		
3号認定	保育標準時間		満3歳未満で、保育を必要とする場合
	保育短時間		

(3) 保育標準時間と保育短時間

2号認定または3号認定を受ける方は、提出された書類を基に、保育所の利用可能な時間を、由布市が認定します。（保育必要量の認定）

保育必要量	利用可能な時間	延長保育
保育標準時間	保育所により異なります（11時間以内）	利用可
保育短時間	8：30～16：30（8時間以内）	利用不可（一時保育による対応）

※保育必要量の変更（保育標準時間⇔保育短時間）については、子ども子育て支援法第20条第3項の規定により、**月単位での変更しか認められません**。就労が決まったとき等、**変更が必要な場合は変更希望月の前月までに届出**をお願いします。

保育の必要な事由	保育必要量		認定の基準
	標準	短	
就労	可	可	保育標準時間：月120時間以上の就労 保育短時間：月120時間未満の就労かつ、10：00～15：00の間の就労時間で、送り迎えが十分可能と思われる場合（通勤時間、残業の有無等を考慮して総合的に判断します）
産前産後	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
疾病等	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
親族介護	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
災害復旧	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
求職活動	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
就学	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
虐待・DV避難	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）
育児休業中の継続入所	可	可	保護者の希望による（希望がない場合「保育標準時間」となります）

※父母で保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※就労の場合の保育必要量は、就労証明書で審査しますので、「勤務時間より早めに職場に行く」、「残業がある」等の場合は、就労証明書備考欄にその旨の記載をお願いします。

3 教育・保育給付認定申請・利用申請に必要な書類について



- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- (2) 保育所入所申込書
- (3) 家庭で保育できないことを証明する書類（父、母それぞれ必要）

保育の必要な事由	必要な書類
就労	就労証明書 または 就労予定証明書
産前産後	母子手帳の写し
疾病等	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
親族介護	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は診断書（保育認定用））
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	求職申立書
就学	在学証明書 または 学生証の写し
虐待・DV避難	子育て支援課までお問い合わせください

※この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

- (4) 個人番号カード または 通知カード（世帯全員分必要）

※通知カードの場合は、受付窓口に来られた方の本人確認ができる書類が必要となります。

1点のみで可能なもの	2点必要なもの
運転免許証、運転経歴証明証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、療育手帳、その他写真付きの官公署から発行されたもの	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし）、その他写真付きでない官公署から発行されたもの

＜ 保育料納付には便利な口座振替をご利用ください ＞

口座振替は、保育料を納めるため金融機関などへ出かける必要がなく簡単、確実に納付ができる方法です。口座振替利用申込書に必要事項を記入し、「通帳」と「通帳届出印」を持参して、お近くの金融機関にお申し込みください。

※お申し込みいただいた口座振替利用申込書は、私立保育所の入所者のみに適用されます。その他の公立施設・私立幼稚園・私立認定こども園・私立小規模保育事業所等に入所されている方の保育料については、自園徴収となりますので、ご了承願います。

＜注意＞

- ・住民基本台帳上、同一世帯でない方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要となります。
- ・（1）～（3）の書類について修正テープ等利用されている場合は受付ができません。
- ・修正が必要な場合は、二重線で削除し、訂正をお願いします。

4 書類の提出から保育所入所まで



(1) 書類の提出期限

令和4年11月14日(月)～12月5日(月)

※上記提出期限を過ぎた場合は、二次選考となります。上記提出期限内にご提出いただいた方の入所選考を先に行います。その後空いた枠での入所選考となるため、ご希望に沿えない可能性が高くなりますので、ご了承ください。

※市外の保育所等を希望される方は、上記では締切に間に合わない場合があります。事前に施設のある市町村にご確認ください。

※書類はすべてそろってからの受理になります。書類がそろっていない場合や、不備がある場合は受理出来ません。書類の確認があるため、直接受付窓口にご提出してください。

※延長窓口は対応しておりませんのでご了承ください。

(2) 入所選考

保育の必要性が高い順に入所決定をします。

※入所できる基準に該当しない場合や希望者が多数いる等で、ご希望に添えない場合があります。

※入所選考は、申請時に記載された入所希望施設のみを対象とします。くれぐれも記入漏れのないようお願いいたします。

※入所希望月が年度途中になるほど、保育所の受け入れ人数に余裕がなくなり、ご希望に添えない場合が多くなります。

(3) 保育所入所

入所当初は、保育所に無理なくなじめるように「ならし保育」を行いますので、早めのお迎えが必要となります。

※入所中に1ヶ月間登園がないときは、退園していただく場合がありますので、ご了承ください。

※入所中に「産前産後休暇に入る」、「育児休暇に入る」、「職場が変わる」等、保育の必要な事由が変わる場合は、届出(変更届)が必要です。届出がないときは、退園していただく場合がありますので、ご了承ください。

由布市内保育所一覧表

◀ 認可保育所 ▶

保育所名	住所・電話番号	定員	保育標準時間 (かっこ内、延長保育時間)
社会福祉法人 産土会 宮田保育園	挾間町北方602番地1 097-583-1544	160人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 産土会 みずほ保育園	挾間町挾間135番地10 097-583-8008	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 護念福祉会 由布川保育園	挾間町古野104番地1 097-583-3453	130人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 庄内厚生館 あなみ保育園	庄内町東長宝596番地1 097-582-1221	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 すみれ会 西庄内保育所	庄内町庄内原366番地4 097-582-0137	30人	7:00~18:00 (18:00~19:00)

※保育所ごとに保育方針、サービス、保育料以外の費用等が異なりますので、希望する保育環境であるかを、事前に保育所の見学等を行い、お確かめの上お申し込みください。なお、見学希望の方は直接保育所にお問い合わせいただき、日程調整をお願いします。

◀ 幼保連携型認定こども園 ▶

保育所名	住所・電話番号	保育定員	保育標準時間 (かっこ内、延長保育時間)
社会福祉法人 産土会 はさまこども園	挾間町挾間114番地 097-583-0109	105人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 愛の園福祉会 きりりこども園	挾間町挾間625番地1 097-583-6500	60人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 愛の園福祉会 ひばりこども園	庄内町柿原410番地1 097-582-1471	115人	7:00~18:00 (18:00~19:00)
社会福祉法人 すみれ会 湯布院すみれこども園	湯布院町川上2542番地 0977-85-2134	130人	7:00~18:00 (18:00~19:00)

※認定こども園の1号認定を希望の方は、手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

◀ 保育所型認定こども園 ▶

保育所名	住所・電話番号	保育定員	保育標準時間 (かっこ内、延長保育時間)
社会福祉法人 聖愛会 聖愛こども園	湯布院町川上2990番地14 0977-84-2317	100人	7:00~18:00 (18:00~19:00)

※認定こども園の1号認定を希望の方は、手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

◀ 小規模認可保育所 (A型) ▶

保育所名	住所・電話番号	定員	受入年齢	保育標準時間 (かっこ内、延長保育時間)
株式会社 九十 こどものにわ楓	挾間町鬼崎2640番地2 097-583-3371	12人	おおむね 生後1年~	7:30~18:30 (実施なし)

※従来からある認可外保育所「こどものにわ楓そら」については、そのまま継続して事業実施を行います。
 ※受入年齢については目安となります。お申し込み希望の方はご相談ください。
 ※小規模認可保育所は、原則、児童が満3歳になる年度までの入所となります。それ以降については、市内の認可保育所に転園するか、そのまま認可外保育所(3~5歳児クラス)に移行するか、どちらかを選択していただくこととなります。

◎延長保育について(無償化の対象外)

市内の「認可保育所」及び「幼保連携型認定こども園」で実施している延長保育の利用料が、平成30年4月1日から、下記のとおり変更となりました。

1人あたり月額2,000円(事前の申請が必要)

5 保育料について

保育料は、世帯にかかる市区町村民税額、お子さんの年齢、兄弟姉妹の状況等によって決定します。

由布市保育料基準額表（2・3号認定）（単位：円）

階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護	0	0	0	0
2	市区町村民税非課税	0	0	0	0
3	均等割課税 (所得割非課税)	7,000	6,900	0	0
4	所得割 48,600円未満	10,000	9,900	0	0
5	57,700円未満	12,000	11,800	0	0
6	77,100円以下	16,000	15,800	0	0
7	97,000円未満	19,000	18,700	0	0
8	133,000円未満	26,000	25,600	0	0
9	169,000円未満	32,000	31,500	0	0
10	301,000円未満	35,000	34,500	0	0
11	397,000円未満	37,000	36,400	0	0
12	397,000円以上	39,000	38,400	0	0

- ・基準額表の年齢は4月1日時点での年齢となります。
- ・保育料算定に用いる市区町村民税額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用はありません。
- ・令和5年4月～令和5年8月分の保育料は令和4年度市区町村民税額、令和5年9月～令和6年3月分の保育料は令和5年度市区町村民税額をもとに算定します。
- ・3歳以上児については主食費、副食費が必要となります。第1～5階層（第6階層はひとり親等が対象）の子ども、または未就学児の子どもから数えて、第3子以降の子どもは副食費が無償となります。

各種軽減制度

①にこにこ保育

3歳未満のお子さんは、3歳になる年度まで、戸籍上の第2子以降は0円となります。

②ひとり親※1世帯・在宅障がい児(者)※2のいる世帯

基準額表の階層「3」～「6」の方については、兄弟姉妹の年齢・入園の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に1人目は下の表のとおり、2人目以降は0円となります。

階層	3歳未満児	
	標準時間	短時間
3	3,500	3,450
4	5,000	4,950
5	5,500	5,400
6	6,000	5,900

※1 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項および第2項に規定する配偶者のない者

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者